

2 防危第 540－2 号

令和 3 年 1 月 13 日

各愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員殿

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 愛 知 県 知 事

**「緊急事態宣言」発出にあたり「県民・事業者へのメッセージ」及び「愛知県  
緊急事態措置」の発出について(通知)**

標記については、本日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、愛知県、岐阜県始め7府県に対し、緊急事態宣言が発出されたことを受け、別添1の「県民・事業者へのメッセージ」を発出するとともに、国の基本的対処方針に基づき、本県として講じる対策として、別添2の「愛知県緊急事態措置」の実施を決定しましたので通知します。

については、貴所属職員に周知徹底を図り、本県の緊急事態措置を推進するとともに、住民、事業者、関係諸団体等に周知し、協力を呼び掛けるなど、引き続き、感染拡大の防止に全力をあげるようお願いいたします。

**<県WEBページ掲載箇所>**

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

(連絡問合せ先)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部

特措法対策チーム

防災安全局防災部防災危機管理課

危機管理・国民保護グループ

内線 2505・2506

ダイヤルイン 052-954-6143

FAX 052-954-6911

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp